

# 通知預金

平成30年4月1日現在

商品名(愛称)	・通知預金
ご利用いただける方	・個人および法人のお客さま
期間	・期間の定めはありません。ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。
預入(1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括してお預け入れいただきます。 ・1万円以上 ・1円単位
払戻方法	・随時解約(一括払戻し)できます。 ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
利息(1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・預入日の店頭表示の利率を満期日まで適用いたします。 ・解約時(払戻時)に一括して支払います。 ・付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算を行います。
税金	・個人のお客さま: 20.315%源泉分離課税(国税15.315%、税金地方税5%) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。 ※マル優ご利用の場合は、税金はかかりません。 ・法人のお客さま: 総合課税
手数料	—
付加できる特約事項	・個人のお客さまの場合は、マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・据え置き期間満了前のご解約については、解約日現在の普通預金利率によって利息計算を行います。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<b>【苦情処理措置】</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務企画部(9時~17時、電話0973-23-3177)にお申し出ください。 <b>【紛争解決措置】</b> 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務企画部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫業務企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる 事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)